

平成23年7月
警察庁交通局

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集について

警察庁では、聴覚障害者が運転することができる自動車等の種類を拡大すること等を内容とする「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」について検討しています。

その内容は別紙のとおりですので、これらについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	電子メール	koutsukikakuka@npa.go.jp 件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁交通局交通企画課法令係 パブリックコメント担当
	FAX	03-3581-9337 1枚目に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
意見提出期間	平成23年7月15日（金）から 平成23年8月20日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答は致しません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。

1 命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

2 根拠となる法令の条項

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第93条第3項、第97条第4項及び第114条の6並びに道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第2条第3項及び第4項並びに第3条第3項

3 改正の概要

- (1) 聴覚障害者が取得する運転免許に関する規定の整備（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第23条及び別表第2関係）

ア 大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許の適性試験の聴力に係る合格基準の廃止

大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許の適性試験については、聴力に係る合格基準を廃止し、両耳の聴力が10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえない者（以下「聴覚障害者」という。）であっても、これらの運転免許を受けることができることとする。

イ 聴覚障害者についての普通自動車免許及び普通自動車仮免許の適性試験の聴力に係る合格基準の変更

普通自動車免許及び普通自動車仮免許の適性試験の聴力に係る合格基準を変更し、聴覚障害者であっても、法第91条の規定により、運転する普通自動車の進路と同一の進路及び進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を運転者席から容易に確認することができることとなる後写鏡（以下「特定後写鏡」という。）を使用すべきこととする条件を付すことにより、当該普通自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合には、これらの運転免許を受けることができることとする。

- (2) 矢印信号に関する規定の整備（府令第4条及び別表第1の2関係）

右折を可能とする青色の矢印信号が表示されている場合には、右折に加えて、転回もできる（転回が禁止されている交差点を除く。）こととするなど、矢印信号に関する規定を整備する。

- (3) 信号機の信号の対象を限定する標示の寸法の変更（府令別記様式第1の2関係）
信号の対象を限定するための標示の大きさの上限値を引き上げる。

- (4) 現に特定後写鏡条件付きの運転免許を受けている者の運転免許に関する経過措置
この内閣府令の施行の際、法第91条の規定により現に特定後写鏡条件付きの運転免許を受けている者については、府令第18条の5の規定による限定解除審査を受けることなく、(1)イの運転免許を受けていることとする。

4 施行期日

平成24年4月1日（ただし、3(3)については、公布の日）

